

教育ローン

2022年4月1日現在

商品名	・教育ローン
お使いみち	・1年分の学校納付金 ・学校寄附金、学校債、入学金等 ・1年分の付帯費用100万円以内（教材費、下宿費用、引越し費用、受験費用等） ・教育ローンの借換え資金 対象学校：国内外の大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校（予備校・専門学校含む）高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園等
ご融資金額	1,000万円以内（1万円単位）
ご利用いただける方	・本人、就学する子弟・孫を持つ親権者、法律上の後見人、実質的に就学子弟を扶養する親族 ・お申込み時の年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入がある方 ・当金庫所定の取扱基準を満たし、(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方
ご利用期間	3ヶ月以上16年以内
保証人	(一社)しんきん保証基金の保証を受けていただきますので、原則、保証人は必要ありません。
ご返済方法	毎月元利均等返済または元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。 但しボーナス返済の元金はご融資金額の50%以内とします。 また、卒業予定月まで元金返済を据置、利払いのみの返済とすることも可能です。
ご融資利率	詳しくは「融資金利一覧」をご覧ください。
ご提出していただくもの	・本人確認書類（運転免許証等） ・年収確認書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書控のいずれか）但し、お申込金額が100万円以下の場合、不要となります。 ・資金使途確認書類（学校発行の振込用紙等）
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話：0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会(電話：076-221-0242)、福井弁護士会(電話：0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。
手数料・その他	・一部繰上返済、全額繰上返済、条件変更をされる場合は所定の手数料がかかります。 ・ご融資金は原則としてお振込によりお支払いいただきます。 ・お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望にそえない場合がございます。 ご利用条件・金利等詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。